

# わが国の成年後見制度の概要

## －市民後見人のあり方を検討する前提として－

高 須 則 行

### はじめに

単独高齢者や高齢者夫婦のみの世帯が増えている<sup>(1)</sup>とともに、地域に住む認知症高齢者の数も年々増加しており、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症になっているとの推計もある<sup>(2)</sup>。本稿は、将来の認知症高齢者の増加を踏まえて、成年後見制度における市民後見人のあり方を検討する前提として、市民後見人がそこに組み込まれるところの成年後見制度自体を改めて概観することを目的としている。

(1) 内閣府の『平成29年版高齢社会白書（概要版）』によれば、「65歳以上の高齢者について子供との同居率をみると、昭和55年（1980年）にはほぼ7割であったものが、平成27年（2015年）には39.0%となっており、子と同居の割合は大幅に減少している。単独世帯又は夫婦のみの者については、昭和55年（1980年）には合わせて3割弱であったものが、平成27年（2015年）には56.9%まで増加している」と記されている。

[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl\\_2\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl_2_1.html)

(2) 内閣府の『平成29年版高齢社会白書（概要版）』によれば、「65歳以上の認知症高齢者数と有病率の将来推計についてみると、平成24（2012）年は認知症高齢者数が462万人と、65歳以上の高齢者の約7人に1人（有病率15.0%）であったが、37（2025）年には約5人に1人になるとの推計もある」と記されている（図1-2-11）。

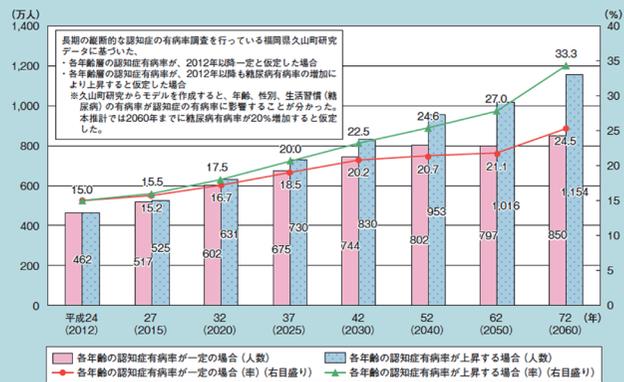
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl\\_2\\_3.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl_2_3.html)

図1-2-2 家族形態別にみた65歳以上の高齢者の割合



資料：昭和60年以前は厚生省「厚生行政基礎調査」、昭和61年以降は厚生労働省（厚生省）「国民生活基礎調査」  
（注）平成7年の数値は兵庫県を除いたもの、平成23年の数値は岩手県、宮城県及び福島県を除いたもの、平成24年の数値は福島県を除いたものである。

図1-2-11 65歳以上の認知症患者の推定者と推定有病率



資料：「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」（平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授より内閣府作成）

## 1 後見制度の歴史的経緯

成年後見制度における基本的な法には、「民法」と「任意後見契約に関する法律（以下、任意後見契約法と呼ぶ）」がある。ここでは、日本における成年後見制度の歴史を簡単に振り返ってみよう。

現在の成年後見制度以前には、1898年（明治31年）に制定された「民法」において創設された「禁治産制度」と「準禁治産制度」が存在していた。この制度における「禁治産」とは、文字通り判断能力の不十分な人の財産管理を禁止して、第三者がその者の代わりに財産を管理するという制度であった。この制度の下で、裁判所が、本人や親族の申立てに基づいて「禁治産宣告」または「準禁治産宣告」をして、本人に配偶者がいれば、その配偶者が後見人や保佐人になるものと規定されていた（改正前民法840条、847条等）。

「禁治産制度」等には、様々な問題点が指摘されたために<sup>(1)</sup>、2000年（平成12年）4月1日に「民法」の抜本的改正による現在の成年後見制度が施行された。また、同年4月1日に「任意後見契約法」や「介護保険法」も施行されている。

新しい成年後見制度の基本的理念としては、①自己決定の尊重、②残存能力（現有能力）の活用、③ノーマライゼーションの三つの理念が掲げられている<sup>(2)</sup>。

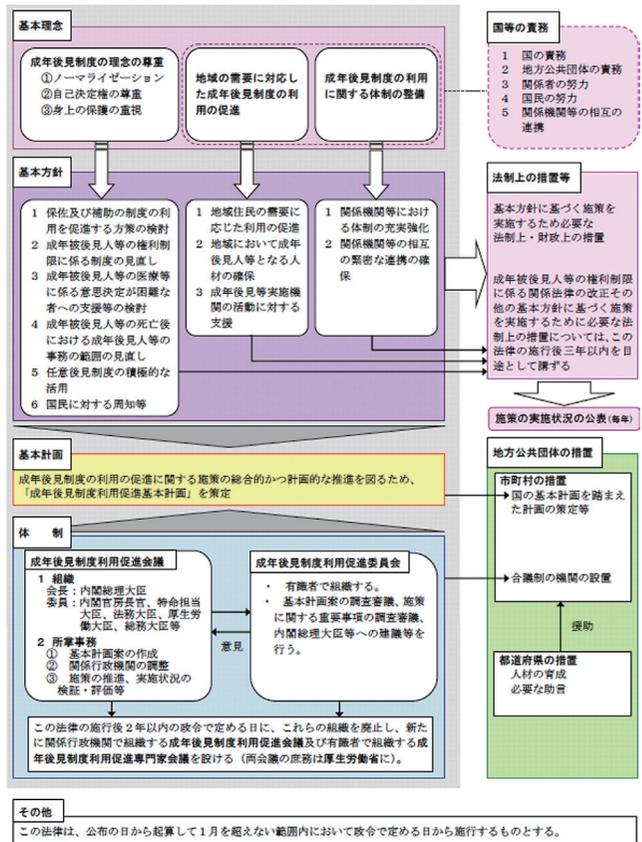
その理念を踏まえて、新しい成年後見制度には、多くの改正された点があるが、その内のいくつかを挙げると、①判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」の3つの類型を創設した点、②自己決定を尊重した任意後見制度が創設された点、③配偶者が原則として後見人に就任するという制度が廃止され、裁判所が本人にとって最も適任な者を後見人に選任するという制度に変わった点、④市長村長が申立てをすることができるようになった点などが挙げられている<sup>(3)</sup>。

さらに、2016年（平成28年）に「成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下、「成年後見制度利用促進法」と呼ぶ）が制定され、同年5月13日に施行されている。同法3条には基本理念として、(1)後見制度の理念の尊重（(i) ノーマライゼーション、(ii) 自己決定権の尊重、(iii) 身上の保護の重視）、(2)地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、(3)成年後見制度の利用に関する体制の整備の3つが挙げられている。そして、それらの基本理念を踏まえて、同法11条に基本方針として、(1)後見制度の理念の尊重に対応して、(i) 保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討、(ii) 成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し、(iii) 成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討、(iv) 成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し、(v) 任意後見人制度の積極的な活用、(vi) 国民に対する周知等が示されている。さらに、(2)地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進に対応して、(i) 地域住民の需要に応じた利用の促進、(ii) 地域において成年後見人等となる人材の確保、(iii) 成年後見等実施機関の活動に対する支援が示されている。(3)成年後見制度の利用に関する体制の整備に対応して、①関係機関等における体制の充実強化、②関係機関等の相互の緊密な連携の確保が示されている<sup>(4)</sup>。

わが国の成年後見制度の概要  
 - 市民後見人のあり方を検討する前提として -

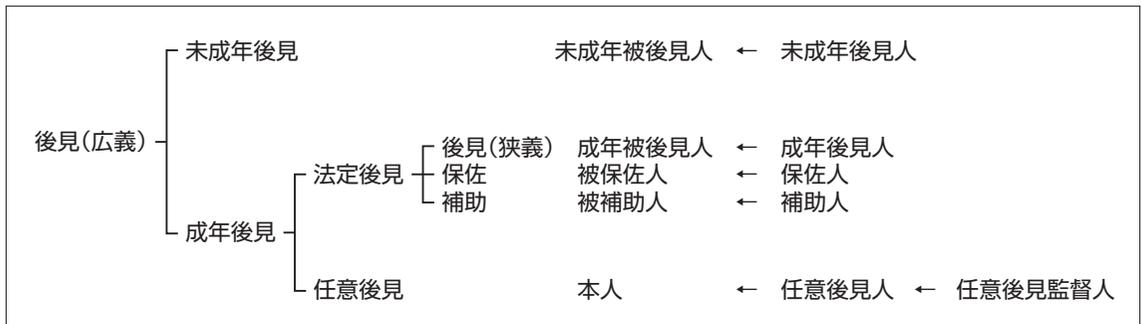
- (1) 『市民後見人養成講座 1 成年後見制度の位置づけと権利擁護〔第2版〕』〔以下、引用する場合『養成講座1』と略記する〕（民事法研究会・平成28年）16-19頁参照。
- (2) 『養成講座1』20頁。二宮周平『家族法〔第4版〕』（新世社・2013）235頁。
- (3) 『養成講座1』21-22頁、39-41頁。
- (4) 内閣府ホームページ内「成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図」  
[http://www.cao.go.jp/seinenkouken/pdf/image\\_zu.pdf](http://www.cao.go.jp/seinenkouken/pdf/image_zu.pdf)

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図



## 2 後見制度の全体的概要

### (1) 後見制度の全体像



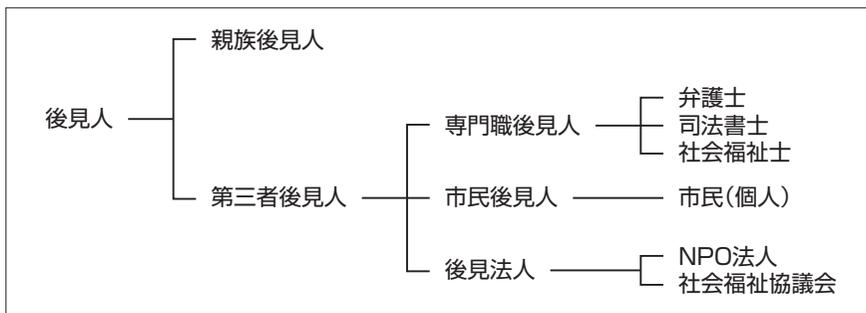
### (2) 成年後見制度の類型

後見制度は、「未成年後見制度」と「成年後見制度」に分けられるが、本稿では成年後見制

度に焦点を当てることにする。さらに、成年後見制度は、「任意後見制度」と「法定後見制度」に分けられる。任意後見制度は、「本人が判断能力のある間に、信頼できる人を選んで、将来における自分の生活、療養看護および財産の管理に関する事務（以下、「後見事務」という）の処理を委託する契約を締結しておき、本人の判断能力が不十分となった時点で、裁判所に対して任意後見監督人の選任を請求し、その任命を得ることによって、契約の効力が生じることとする制度」である<sup>(1)</sup>。それに対して、法定後見制度は、「本人の判断能力が不十分となった時点で、本人や親族等が裁判所に申立てて、後見人を選任してもらい、その後見人が所定の後見事務を処理する制度」である<sup>(2)</sup>。そして、本人の判断能力のレベルに応じて、「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に区分されている<sup>(3)</sup>。

任意後見制度と法定後見制度との関係について、新井誠教授は、両制度は、いわば車の両輪として、その役割を果たしていくべきと理解しつつ、任意後見制度こそが、後見制度の中核に位置付けられ、法定後見制度は、その補助的・副次的な制度として機能させていくべきであることを殊に強調している<sup>(4)</sup>。

### (3) 成年後見人の類型



民法では、後見人に対して一定の欠格事由（民法847条）が規定されているが、後見人としての特別な資格が要求されているわけではない<sup>(5)</sup>。また、後見人は、学問上あるいは実務上、「親族後見人」、「専門職後見人」、「市民後見人」という類型に分類される<sup>(6)</sup>。親族後見人には、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他の親族が該当する。専門職後見人には、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士、精神保健福祉士が該当する。市民後見人とは、「家庭裁判所から成年後見人等として選任され、市町村から委託を受けた社協、NPO法人等実施機関のサポートを受け、地域社会で社会貢献を目的として本人の権利擁護活動を行う一般市民」のことである<sup>(7)</sup>。なお、専門職後見人と市民後見人は「第三者後見人」とも呼ばれている。また、親族後見人、専門職後見人、市民後見人の職務範囲や法的責任については、なんら異なっているわけではない。したがって、親族後見人や市民後見人に選任されたとしても、基本的に専門職後見人となら変わらない職務と責任を負うことになる<sup>(8)</sup>。

成年後見人は、一人と限定されているわけではなく（民法859条の2）、また法人であっても差し支えない（民法843条4項）。したがって、社会福祉協議会（社協）のような公的な法人の他に、一般社団法人やNPO法人（特定非営利活動法人）等でも、後見人になることが可能となる<sup>(9)</sup>。さらに、「市民後見法人」と呼ばれる形態があり、それは、「法人の定款内に成年後見の受任や後見相談、後見制度の利用促進等の啓発等の成年後見業務を事業として定め、一般市

民が中心となって自発的に創設し、運営する法人」と定義されている<sup>(10)</sup>。

本人と親族後見人、専門職後見人、市民後見人それぞれの割合に関して、過去10年間の最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」をみると、平成20年度から平成29年の総数は、24,964件から約1.43倍の35,673件に増加した。親族後見人は、平成20年度は総数の68.4%あったものが、平成29年は総数の26.2%にまで減少し、それに対して、専門職後見人が、平成20年度では27%であったものが、平成29年には68.4%にまで増加していることが見て取れる。さらに、割合は低いが、市民後見人ならびに法人の受任件数が増加していることもこの表から見て取れる。

この表から分かるように、今後は、親族後見人を補完し得る第三者後見人の受け皿の確保が必要とされるが、第三者後見人の主たる担い手である専門職後見人の数は限られているだけではなく、自らの業務に従事しているので、専門職後見人の代わりになる受け皿として、市民後見人の育成が求められている<sup>(11)</sup>。

最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」

	総数(件)	親族後見人	専門職後見人	市民後見人	その他の法人	その他個人
平成29年	35,673	9,360(26.2%)	24,390(68.4%)	289(0.8%)	1,447(4%)	187(0.5%)
平成28年	34,721	9,759(28.1%)	23,251(66.9%)	264(0.8%)	1,274(3.7%)	173(0.5%)
平成27年	34,920	10,426(29.9%)	22,916(65.6%)	224(0.6%)	1,185(3.4%)	169(0.5%)
平成26年	34,067	11,937(35.0%)	20,670(60.7%)	213(0.6%)	1,139(3.3%)	108(0.3%)
平成25年	33,343	14,064(42.2%)	18,024(54.1%)	167(0.5%)	959(2.9%)	129(0.4%)
平成24年	32,263	15,661(48.5%)	15,439(47.9%)	118(0.4%)	884(2.7%)	161(0.5%)
平成23年	29,522	16,420(55.6%)	12,023(40.7%)	92(0.3%)	782(2.6%)	205(0.7%)
平成22年	28,606	16,758(58.6%)	9,931(34.7%)	記載なし	961(3.4%)	956(3.3%)
平成21年	25,808	16,389(63.5%)	7,953(30.8%)	記載なし	682(2.6%)	784(3%)
平成20年	24,964	17,100(68.4%)	6,741(27%)	記載なし	487(2%)	636(2.5%)

\* 上記の表は、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」に基づいて筆者が作成した。

\* 平成20年から平成22年の統計資料には、専門職後見人として弁護士、司法書士、社会福祉士の件数が記載されている。

\* 平成23年から平成29年までのそれぞれの分類項目は共通である。

\* ( ) 内の%は筆者の計算による。各項目の件数を総数で除した割り合いで、原則として小数点以下第二位を四捨五入した概数となっている。

(1) 監修者：牧野篤／編者：飯間敏弘・佐藤智子『市民後見入門』〔以下、引用する場合、監修者牧野『市民後見入門』と略記する〕（誠信書房・2017年）18頁。

(2) 監修者牧野『市民後見入門』18頁。

(3) 監修者牧野『市民後見入門』18頁。

(4) 新井誠編『成年後見－法律の解説と活用する方法－』（有斐閣・2002年）106頁。新井誠「成年後見法体系の構築－ドイツ成年者世話法とわが国の成年後見制度の比較から学ぶもの－」『実践成年後見No.33／2010.4』5－6頁。

(5) 池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門』〔以下、引用する場合、池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』と略記する〕（民事法研究会・平成23年）11頁。

(6) 池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』11－12頁。

(7) 大貫正男「特集／市民後見プラス法人後見」『実践成年後見No.47／2013.11』15頁。市民後見人の定義に関しては、いくつか挙げられている。そのうちのひとつとして、最高裁判所事務総局家庭局の資料「成年後見関係事

件の概況－平成28年1月～12月－(10頁)の中で、「市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治等が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう」と定義されている。

<sup>(8)</sup> 池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』12頁。『養成講座1』149頁。

<sup>(9)</sup> 監修者牧野『市民後見入門』24頁。

<sup>(10)</sup> 監修者牧野『市民後見入門』189頁。

<sup>(11)</sup> 『養成講座1』43頁。

## 2 成年後見人の権限と職務

### (1) 成年後見人の事務

家庭裁判所により後見開始の審判がなされると成年後見人が選任される。成年後見人の事務を（a）就任時の事務、（b）在職中の事務、（c）後見終了の事務の3つに分けて説明する。

#### (a) 就任時の事務

##### (イ) 財産の調査、財産目録の調製

成年後見人は、成年被後見人の財産全体について、その総額および状態をあらかじめ明確にしておく必要があり、また、自分の財産と成年被後見人の財産とが混ざり合わないために、就任後遅滞なく成年被後見人の財産を調査し、1ヵ月以内にその調査を終え、その財産目録を作成し、家庭裁判所に送付しなければならない（民法853条1項本文）。ただし、この期間は、家庭裁判所に申請して、延長してもらうことができる（民法853条1項ただし書）。財産目録の様式は法律上定められてはいないが、各家庭裁判所においてその書式が用意されている。財産の調査および目録の調整は、後見監督人が選任されている場合は、その立合のもとで行われなければならないが、これに違反した財産の調査、目録の調整は無効となる（民法853条2項）。これに対して、後見監督人が選任されていない場合は、後見人単独で行えると解されるが、全面的な監督機関として家庭裁判所が存在しており、家庭裁判所は必要に応じて後見人に対して被後見人の財産状態についての報告をさせ、また必要な措置を講じるように命じて監督することができることになっている（民法863条<sup>(1)</sup>）。

成年後見人は、財産目録の調整が終了するまでは、滞納家賃の支払い、倒壊の危険のある家屋の修理、漏水、ガス漏れの修理などのような急迫の必要がある行為のみを行うことができ、それ以外の行為を行うことはできない（民法854条<sup>(2)</sup>）。

##### (ロ) 支出金額の予定

成年後見人は、成年被後見人の生活、教育または療養看護および財産管理のために毎年支出すべき金額を予定しなければならない（民法861条1項）。収支予定表を作成するためには、まず、本人や親族と面談しながら、現在の本人の生活状況を把握し、そして、その次に、本人の現在の状態を維持できればよいのか、それとも介護サービス等を増やす必要があるのか、また施設入所や入院する必要があるのかなど、本人の今後の生活について検討することが必要とされる<sup>(3)</sup>。

## (b) 在職中の事務

### (イ) 成年被後見人の身上についての事務

成年後見人は、成年被後見人の財産を管理し、かつ、その財産に関する法律行為について成年被後見人を代表する（民法859条1項）。つまり、成年後見人は、成年被後見人の財産に対する包括的な財産管理権を有し、かつ、成年被後見人を代表（代理）する権限を有している。したがって、成年後見人は成年被後見人の法定代理人であることから、被後見人が行った契約等の法律行為を取消すこと（または追認することが）ができる（民法120条・121条）<sup>(4)</sup>。

成年後見人の代理権・取消権の対象となる行為は、成年被後見人の財産に関する法律行為である。これには、①狭義の財産管理を目的とする法律行為の他に、②生活または療養看護（身上監護）を目的とする法律行為が含まれる。たとえば、前者には、預貯金の管理や払戻し、不動産その他の重要な財産の処分、遺産分割、相続の承認・放棄、賃貸借契約の締結・解除などがある。後者には、介護サービス利用契約、施設入所契約、医療契約などの締結がある<sup>(5)</sup>。それに対して、高齢者への実際の介護や看護などの事実行為は、成年後見人が行う事務の範囲には含まれていない<sup>(6)</sup>。

成年後見人の2つの職務である財産管理と身上監護との関係について、以前は財産管理が後見制度の柱であるという意識が強かったが、近年では身上監護こそが後見人の職務の中心であって、財産管理はこれを実現するための手段と捉えるべきではないかという認識が共有されてきているとの理解がある<sup>(7)</sup>。身上監護事務が後見人の職務の中心であると理解されれば、この点にこそ市民後見人の強みがあると考えられている<sup>(8)</sup>。

### (ロ) 成年後見人の義務

#### (i) 身上配慮義務

成年後見人が、成年被後見人の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務を行うに当たっては、成年後見人の意思を尊重し、かつ、心身の状態及び生活の状況に配慮する必要がある（民法858条）。具体的には、高齢者施設への入所契約を締結する際に、必要な情報を集め、それを被後見人に説明し、その希望を尊重して施設を選び、さらに、契約の締結や費用の支払いを行い、入所後においても、きちんと契約どおりの世話がなされているかをチェックし、必要なサービスについて被後見人の希望を聞いて、施設側と交渉するなどがその例として挙げられている<sup>(9)</sup>。

#### (ii) 善管注意義務

成年後見人は、財産管理につき善良なる管理者の注意をもってすることを必要とする（民法869条・644条）。

## (2) 成年後見人の権限の制限

### (イ) 身分変動を生ぜしめる行為

成年被後見人の婚姻、離婚、認知、養子縁組、養子離縁、遺言等の行為については、本人自身しかできないもの（一身専属的行為）と解されており、したがって、成年後見人は本人に代わってそれらの意思表示を行うこと、または本人の行為について同意権や取消権を行使することはできない<sup>(10)</sup>。

### (ロ) 医療行為の同意権

医療行為に対する同意権が後見人にあるか否かという重要な問題が指摘されている。後見

人の権限について現行法で認められるものとして、①医療契約・入院契約の締結、②診療報酬などの支払い、③病状を含む医療行為についての説明を受けること（本人の受ける説明に付き添うこと）、④医療行為に必要な情報を提供すること、⑤契約に基づいて、適切な医療行為が行われているかをチェックすることなどが挙げられている<sup>(11)</sup>。

成年被後見人に同意する能力がない場合、成年後見人にも具体的な医療行為（治療）について全く同意権がないとすると、成年被後見人が医療行為を受けられないことになってしまうであろう。そこで、医療契約から当然に予測されるものとして、あるいは、身上配慮義務の一環として、①触診、レントゲン検査、血液検査等、病状の説明に必要な最小限の医療、②一般的な投薬・注射・点滴、骨折の治療、傷の縫合など危険性の少ない軽微な医療、③健康診断、④施設などで実施されるインフルエンザの予防接種などの軽微な医療については、後見人にも同意権があるとする考え方が、後見実務の現場では強く支持されていると述べられている<sup>(12)</sup>。それに対して、悪性腫瘍のために片足を切断する手術などの重大な医療や医療技術としては難しくないとしても、その後の本人の生活に多大な影響を与えるであろう胃漏の造設などについては、成年後見人に同意権がないものと考えられている<sup>(13)</sup>。

本人に同意能力のない本人の医療行為の問題は、新しい法律を制定するなどして何らかの解決を図るべきであると考えられている<sup>(14)</sup>。この点について「成年後見制度利用促進法」にも検討すべき課題として取り上げられている（成年後見制度利用促進法11条3号）。

#### (ハ) 終末期医療への対応

成年後見人は、終末期医療への対応が求められる状況に置かれる場合がないとはいえない。その場合には、家族や親族がいるときは、家族等の同意に任されるが、家族等がない場合は、成年後見人は医師に成年後見人には医療への同意権がないことを説明しなければならないとされる<sup>(15)</sup>。

### (c) 後見終了時の事務

#### (イ) 後見の終了と報告

成年被後見人の死亡によって後見は終了する。成年被後見人が死亡すると、後見人は裁判所に連絡し、その後、後見の終了の登記をしなければならない（後見登記に関する法律8条）。

成年後見人の任務が終了したときは、成年後見人は2ヵ月以内に財産管理の収支計算をすませ（民法870条）、成年被後見人の相続人、ならびに家庭裁判所に報告し、相続財産を相続人に引き渡さなければならない。

#### (ロ) 死後の事務

成年後見人は、成年被後見人が死亡した時点でその職務は終了し、原則として、死後の事務を行うべき義務は存在しない。しかしながら、実際には、本人の死亡後も成年後見人が一時的に本人の財産を保管していることから、火葬・埋葬、葬儀等の実施や、施設利用料・病院費用の支払いをすることが後見人に求められ、社会通念上これを拒むことが困難であることが少なくなかったと言われている<sup>(16)</sup>。そこで、民法が平成28年4月6日に改正され、同年10月13日から施行されるに至り（民法873条の2の追加）、民法873条の2によって、成年後見人が死後の事務のうち一定の行為を行うことが可能になったのである。その一定の行為とは、(1)①相続財産に属する債権についての時効完成間近の時効中断、②相続財産に属する建

物の雨漏りの修繕行為など、個々の相続財産の保存行為（民法873条の2第1号）、(2)本人の入院費用や施設利用料などの支払いなど、弁済期が到来した相続財産に属する債務の弁済（民法873条の2第2号）、(3)家庭裁判所の許可を得ることによる火葬または埋葬に関する契約の締結その他の相続財産の保存に必要な行為（民法873条の2第3号）である<sup>17)</sup>。

- (1) 山川一陽『親族法・相続法講義〔第6版〕』（日本加除出版・平成26年）181頁
- (2) 『市民後見人養成講座3 市民後見人の実務〔第2版〕』（民事法研究会・平成28年）〔以下、引用する場合『養成講座3』と略記する〕31－32頁。
- (3) 『養成講座3』41－42頁。
- (4) 『養成講座1』57頁。
- (5) 『養成講座1』57頁。
- (6) 『養成講座1』60頁。
- (7) 監修者牧野『市民後見入門』29頁。
- (8) 大貫正男氏は、「市民後見人の強みは、身上監護におけるきめ細かい支援ができること」であるとしている（大貫正男「特集／市民後見プラス法人後見」『実践 成年後見 No47／2013.11』14頁。）。さらに、池田恵利子氏は、「市民後見人による支援は、親族間のトラブルなどといった重大な紛争を抱えているわけではないけれど、判断能力が不十分なゆえに支援を必要としている人に対し、身上監護を中心として、本人に寄り添い、丁寧な見守りが求められる場合等において、高齢者や障がい者の『最善の利益を追求する』ために必要なものです。これは、本人の身近にいる市民だからこそできることです。市民後見人が中心となって、その地域の人たちを、本人を支援する輪の中に取り込み、本人を支援しながら、同時にその地域もしっかり支える。市民後見人は、地域の支え合いのキーパーソンとして位置づけることができるのです。」と述べている（池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』3頁。）。
- (9) 二宮周平『家族法〔第4版〕』（新世社・2013）241頁。
- (10) 『養成講座3』74頁。池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』155頁。
- (11) 『養成講座3』127頁。
- (12) 『養成講座3』128－129頁。
- (13) 『養成講座3』129頁。
- (14) 『養成講座3』129頁。新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見制度－法の理論と実務－〔第2版〕』（有斐閣・2014）116－117頁
- (15) 池田・小淵・上村・齋藤編『市民後見入門』155－156頁。
- (16) 『養成講座3』169頁。
- (17) 『養成講座3』170頁。

### 3 成年後見人の報酬付与の請求

成年後見人の報酬については、まず、成年後見人は、家庭裁判所に対して報酬付与の審判の申立てを行い、それが認められた場合には、審判により決定された報酬額が成年被後見人の財産から支出されることになる（民法862条）<sup>(1)</sup>。

市民後見人にとって、この報酬が重要な論点になっている。市民後見人に報酬を付与すべきかについては各地方自治体によって異なっている<sup>(2)</sup>。

(1) 池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』156－158頁。

(2) 池田・小淵・上山・齋藤編『市民後見入門』において、大阪市成年後見支援センターは、「地域福祉の視点から、

報酬を前提としない社会貢献的な活動を行う存在として位置づけられています」(55頁)と記されているのに対して、世田谷区の市民後見人は、「家庭裁判所に報酬付与の審判を申し立て、報酬付与の審判があれば市民後見人個人が報酬を受け取っています」(75頁)と記されている。

## おわりに

本稿は、市民後見人の在り方を検討する前提として成年後見制度を概観してきた。おわりにあたって、今後の研究のために、市民後見人に関わる限りで成年後見制度のいくつかある課題の中で二つを指摘することで、まとめて代えたいと思う。

第一に、成年後見人の職責は、親族後見人、市民後見人といえども、専門職後見人となら異なっていない一方で、市民後見人に対する報酬の点でばらつきがあることが確認された。その職責の重さに対して資力のない者を支援する市民後見人に報酬が出ないということになると、市民後見人の成り手が少ないとも言われている<sup>(1)</sup>。民法862条は、家庭裁判所が成年後見人に報酬を与えることができると規定している。したがって、たとえ市民後見人であっても、成年後見人である以上、当該規定に従って報酬付与申立てをすることは妨げられないとする考え方もある一方で、市民後見人の特性や理念から、無報酬という考え方もある<sup>(2)</sup>。この問題は、市民後見人とは、そもそもどういう制度かという本質的な問題が背景にあるように思われる。

第二に、市民後見人に限らず、成年後見人それ自体の事務として、医療行為に対する同意権の問題は改めて検討しなければならない現実の課題であると思われる<sup>(3)</sup>。

<sup>(1)</sup> 大貫正男「市民後見人を考える」『実践 成年後見 No.18 / 2006.7』69頁。

<sup>(2)</sup> 井上計雄「市民後見人の養成・支援における課題と考え方」『実践 成年後見 No.42 / 2012.7』35頁。岩志和一郎教授は「市民後見人に報酬付与の審判申立てを許すかどうか、問題となっている。法律上、禁止は存在しないということからすれば、報酬付与の申立てをすることはできるということになるが、市民後見推進事業等の国庫支援による研修等を受けて市民後見人となった者が報酬を受けることの相当性、資力のある者について選任された場合と資力のない者について選任となった場合とで生ずる不公平性なども指摘され」ている(岩志和一郎教授は「成年後見の理念は実現しているか—成年後見の社会化の観点から—」『特集 / 成年後見の未来像』『実践 成年後見 No.50 / 2014.5』14頁)。一方で、山崎弥生氏は、「ビジネスや不正と切り離すため、苦肉の策として無報酬性をとっているが、市民後見人の高い規範意識に頼りすぎている感は否めない。後見報酬は本来、公的資金で担保されるべきと考えている。今後は報酬制の移行もあり得るが、財源確保と衡平な配分が課題である」と述べている(山崎弥生「神戸市における市民後見人養成・支援の取組み」『実践 成年後見 No.42 / 2012.7』32頁)。

<sup>(3)</sup> 『実践 成年後見 No.70 / 2017.9』で「特集1 医療・介護等における意思決定支援を考える」という特集が組まれている。

\* 本稿は、平成29年度八戸学院大学特別研究費の助成を受けた研究の成果の一部である。

## 引用・参考文献一覧

- (1) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座1 成年後見制度の位置づけと権利擁護〔第2版〕』（民事法研究会・平成28年）
- (2) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座2 市民後見人の基礎知識〔第2版〕』（民事法研究会・平成28年）
- (3) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート編『市民後見人養成講座3 市民後見人の実務〔第2版〕』（民事法研究会・平成28年）
- (4) 新井誠編『成年後見－法律の解説と活用の方法－』（有斐閣・2002年）
- (5) 新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見法制の展望』（日本評論社・2011年）
- (6) 新井誠・赤沼康弘・大貫正男編『成年後見制度：法の理論と実務〔第2版〕』（有斐閣・2014年）
- (7) 池田恵利子・小淵由紀夫・上山泰・齋藤修一編『市民後見入門』（民事法研究会・平成23年）
- (8) 遠藤英嗣『高齢者を支える市民・家族による新しい地域後見制度』（日本加除出版株式会社・平成27年）
- (9) 二宮周平『家族法〔第4版〕』（新世社・2013）
- (10) 監修者：牧野篤／編者：飯間敏弘・佐藤智子『市民後見入門』（誠信書房・2017年）
- (11) 森山彰・小池信行『地域後見の実現』（日本加除出版株式会社・平成26年）
- (12) 山川一陽『親族法・相続法講義〔第6版〕』（日本加除出版株式会社・平成26年）
- (13) 井上計雄「市民後見人の養成・支援における課題と考え方」『実践 成年後見 No.42 / 2012.7』
- (14) 岩志和一郎「成年後見の理念は実現しているか－成年後見の社会化の観点から－」『特集／成年後見の未来像』『実践 成年後見 No.50 / 2014.5』
- (15) 大貫正男「市民後見人を考える」『実践 成年後見 No.18 / 2006.7』
- (16) 大貫正男「特集／市民後見プラス法人後見」『実践 成年後見 No.47 / 2013.11』
- (17) 山崎弥生「神戸市における市民後見人養成・支援の取組み」『実践 成年後見 No.42 / 2012.7』
- (18) 内閣府の『平成29年版高齢社会白書（概要版）』  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl1\\_2\\_1.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl1_2_1.html)
- (19) 内閣府の『平成29年版高齢社会白書（概要版）』  
[http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl1\\_2\\_3.html](http://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2017/html/zenbun/sl1_2_3.html)
- (20) 内閣府ホームページ「成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図」  
[http://www.cao.go.jp/seinenkouken/pdf/image\\_zu.pdf](http://www.cao.go.jp/seinenkouken/pdf/image_zu.pdf)
- (21) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成20年1月～12月－」
- (22) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成21年1月～12月－」
- (23) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成22年1月～12月－」
- (24) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成23年1月～12月－」
- (25) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成24年1月～12月－」
- (26) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成25年1月～12月－」
- (27) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成26年1月～12月－」

- (28) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成27年1月～12月－」
- (29) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成28年1月～12月－」
- (30) 最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況－平成29年1月～12月－」
- (31) 岡村美穂子「総合調査『少子・高齢化とその対策』（国会図書館調査及び立法考査局・2005 [webcatplus.nii.ac.jp/webcatplus/details/book/3644694.html])。